

継続

原簿保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丙 生 企 発 第 3 8 号
平 成 3 1 年 3 月 1 2 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

警備業功労者表彰等取扱要綱の一部改正について

警備業の健全な発展を図り、社会公共の安全の確保に功労のあった者に対する警察庁長官が社団法人全国警備業協会会長と連名で行う表彰については、「警備業功労者表彰等取扱要綱の制定の一部改正について」（平成19年11月5日付け警察庁丙生企発第85号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、表彰の種類及び表彰者数の一部を見直すなど、同要綱を別添のとおり改正し、本日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

【継続処理状況】

初回発出日：平成23年2月3日

（有効期間：平成31年3月31日）

別添

警備業功労者表彰等取扱要綱

第1 趣旨

本要綱は、警備業に関連して社会公共の安全の確保に功労のあった者に対し、警察庁長官が社団法人全国警備業協会会長と連名で行う表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類及び表彰者数

1 表彰の種類

警備業功労者表彰、警備業教育関係等功労者表彰及び警備業務実施特別功労者表彰とする。

2 表彰者数

警備業功労者表彰及び警備業教育関係等功労者表彰の表彰者数は、通じて毎年10人以内とする。

第3 表彰の対象

1 警備業功労者

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、業界の指導育成について顕著な功労のあった者

2 警備業教育関係等功労者

多年にわたり警備員の教育に関する事業に従事し、又は警備業の発展のために実効ある発明、考案若しくは研究をし、警備業の発展に顕著な功労のあった者

3 警備業務実施特別功労者

警備業務の実施に当たり、警備業に対する社会的な評価を高め、他の警備員の模範となる特別な功労のあった者

第4 選考基準

1 警備業功労者

第3の1に該当する者であって、次の基準を満たすもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 全国警備業協会の役員として通算6年以上その職にあった者

イ 全国警備業協会又は都道府県警備業協会の役員として通算10年以上その職にあった者（アに該当する者を除く。）

ウ 警視総監又は道府県警察本部長がア及びイに掲げる者と同等以上の功労があったと認める者

(2) 過去1年間警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年間罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

(3) 原則として、警視総監若しくは道府県警察本部長又は全国警備業協会会長若しくは都道府県警備業協会会長の表彰（感謝状を含む。）を受けたことがあること。

2 警備業教育関係等功労者

第3の2に該当する者であって、次の基準を満たすもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 全国警備業協会、都道府県警備業協会又は登録講習機関の行う警備員教育に関する事業等に関し、講師等として10年以上の経歴を有し、かつ、当該事業の推進に多大な貢献をしたと認められる者

イ 警備業の発展のために実効ある発明、考案又は研究をした者

(2) 過去1年間警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年間罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

(3) 原則として、警視総監若しくは道府県警察本部長又は全国警備業協会会長若しくは都道府県警備業協会会長の表彰（感謝状を含む。）を受けたことがあること。

3 警備業務実施特別功労者

第3の3に該当する者であって、次の基準を満たすもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 警備業務の実施に関連して自己の危難を顧みず人命の救助に当たった者

イ 警備業務の実施に関連して重要凶悪な事件の被疑者の検挙に貢献した者

ウ 重大な事故又は災害の発生に際し、警備業務の実施に関連して人命に係る被害の発生又は拡大の防止に貢献した者

(2) 過去1年間警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年間罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

(3) 原則として、当該警備業務の実施に係る功労について、警視総監又は道府県警察本部長の表彰（感謝状を含む。）を受けていること。

第5 表彰候補者の選考及び上申

1 都道府県に係る選考及び上申

警視総監及び道府県警察本部長は、都道府県警備業協会会長とそれぞれ協議の上、表彰候補者を選考し、毎年2月末までに別紙1及び別紙2により警察庁長官に上申すること（該当者のいない場合は、上申不要）。

2 警察庁長官の選考

警察庁長官は、全国警備業協会会長と協議の上、1により上申のあった者その他の者のうちから真に表彰に値すると認められる者について受彰者を選考する。

第6 表彰の実施

警備業功労者表彰、警備業教育関係等功労者表彰及び警備業務実施特別功労者表彰は、原則として全国警備業協会通常総会において行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りではない。

別紙1

番 号
年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

警視総監又は道府県警察本部長名

警備業功労者表彰等候補者の上申について

次の者は、〇〇〇功労者表彰候補者として、別添（警備業功労者表彰等上申書）の
とおり上申します。

記

表彰の種別	氏 名	年 齢	警 備 業 者 名

別紙2

警備業功労者表彰等上申書

表彰種別	警備業功労者・警備業教育関係等功労者・警備業務実施特別功労者	
表彰候補者の経歴	ふりがな 氏名 生年月日・年齢 職業 会社名 所在地 役職名	
	本籍 現住所	
	職歴	
	警備業界における活動歴(活動年数を記載すること)	
	表彰歴	
要綱第4の1(2)、2(2)又は3(2)の該当の有無	有 ・ 無	

<p>功 勞 の 概 要</p>	
<p>そ の 他 参考事項</p>	